

鳥取県告示第568号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年10月4日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
安梅 正則	上小鴨診療所	倉吉市福山153-1	平成23年9月8日	訪問看護、居宅療養管理指導
小川 育成	小川歯科医院	倉吉市関金町関金宿246-1	〃	居宅療養管理指導
仲 洋典	仲歯科医院	東伯郡北栄町由良宿1144-1	平成23年9月9日	〃
医療法人三好医院 理事長 三好 謙一	医療法人三好医院	倉吉市河原町1809	平成23年9月15日	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導
株式会社アウル調剤 代表取締役 乃美 和彦	杏薬局	倉吉市上井町一丁目137	平成23年9月20日	居宅療養管理指導
〃	みどり薬局	倉吉市東昭和町33-1	〃	〃